

## 清流の国ぎふ野菜ファーストプロジェクト推進会議設置要綱

### (設置及び目的)

第1条 県民の生涯を通じた健康づくりを推進するため、第3次ヘルスプランぎふ21（岐阜県健康増進計画）の重点目標である「県民の野菜摂取量の増加」の達成に向けて、関係機関や団体、企業と連携した取組を実施することを目的として、清流の国ぎふ野菜ファーストプロジェクト会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 会議は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 「清流の国ぎふ野菜ファーストプロジェクト」の事業内容及び評価に関する事項
- (2) 野菜摂取の効果的な推進・普及啓発に関すること
- (3) 関係機関等の連携に関する事項
- (4) その他会議の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 会議は、学識経験者並びに別表に定める団体及び関係分野の企業のうち県が指定する企業が推薦する委員で構成する。

2 会議の議長として委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員及び委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議の開催)

第4条 会議は、県が必要に応じ招集する。

### (関係者の出席)

第5条 会議において必要があると認めるときは、県は関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 会議に関する庶務は、健康福祉部保健医療課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名・関係分野
岐阜県農業協同組合中央会（生産者関係）
全岐阜県生活協同組合連合会（消費者・事業者関係）
岐阜県食生活改善推進員協議会（食生活関係）
公益社団法人岐阜県栄養士会（栄養関係）
岐阜県学校栄養士会（学校関係）
卸売市場関係
小売関係
コンビニエンスストア関係
外食関係
総菜関係
市町村保健活動推進協議会栄養士部会（市町村関係）